



一般事業主行動計画

目標1： 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 3 日以上とする。

計画期間： 平成23年 4月 1日 ～ 平成28年 3月31日までの5年間

<対策>

平成23年 4月～

年次有給休暇の取得状況を把握する（平成18年度～平成22年度の過去5年間）

平成23年10月～

年次有給休暇の取得目標を決定し、取得促進策を策定する

平成24年 3月～

年次有給休暇の取得促進策を実施する

平成25年 3月～

前年度の年次有給休暇の取得状況を把握し、取得促進策を継続もしくは再検討する

平成26年 3月～

前年度の年次有給休暇の取得状況を把握し、取得促進策を継続もしくは再検討する

平成27年 3月～

➤ 前年度の年次有給休暇の取得状況を把握し、取得促進策を継続もしくは再検討する

目標2： 学生に対して、インターンシップを実施し、就業見学の機会を提供する。

計画期間： 平成23年 4月 1日 ～ 平成28年 3月31日までの5年間

<対策>

●平成23年 4月～

インターンシップの受入状況を把握する（平成18年度～平成22年度の過去5年間）

●平成23年10月～

インターンシップの受入目標を決定し、対策を策定する

●平成24年 3月～

インターンシップの受入策を実施する

●平成25年 3月～

インターンシップの受入状況を把握し、対策を継続もしくは再検討する

●平成26年 3月～

インターンシップの受入状況を把握し、対策を継続もしくは再検討する

●平成27年 3月～

インターンシップの受入状況を把握し、対策を継続もしくは再検討する